

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和元年12月18日(金)午前9時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	平原志保君	副委員長	鈴木てるみ君
委員	山田龍治君	委員	仮屋国治君
委員	新橋実君	委員	下深迫孝二君
委員	宮内博君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 植山利博君

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	山口仁美君	議員	松枝正浩君
議員	川窪幸治君	議員	宮田竜二君
議員	愛甲信雄君	議員	松元深君
議員	前川原正人君		

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

副市長	山口剛君	税務課長	谷口隆幸君
税務課主幹	岩元勝幸君	収納課長	萩元隆彦君
税務課サブリーダー	秋丸健一郎君		
保健福祉部長	茶圓一智君	医療センター整備対策監 兼保健福祉政策課長	西田正志君
保険年金課長	末原トシ子君	保険年金課主幹	末増あおい君
保険年金課主査	大浦好一郎君	保健福祉政策グループ長	野村譲次君
教育部長	中馬吉和君	教育総務課長	西敬一朗君
教育総務課主幹	立野博君	教育総務課サブリーダー	内村光孝君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

(霧島市社会保障推進協議会)

岩元昭雄君	城戸義郎君	原口兼明君
中村満雄君	南静江君	八ヶ代亘君
山下義仁君		

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 郡山愛君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第145号 霧島市高等学校等通学資金等の貸与に関する条例の制定について

陳情第7号 霧島市の国保税引き下げを求める陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開議 午前 9時58分」

○委員長（平原志保君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、12月13日の本委員会で採決を保留していました議案1件と、去る12月9日に本委員会に付託されました陳情1件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき進めてまいります。それでは審査に入ります。

**△ 議案第145号 霧島市高等学校等通学資金等の貸与に関する条例の制定について**

○委員長（平原志保君）

まず、議案第145号、霧島市高等学校等通学資金等の貸与に関する条例の制定について、先日の審査後の経過や見解等を御説明ください。執行部お願い致します。

○副市長（山口 剛君）

本日は、冒頭に当たり、このようなお話する機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。6年ぶりぐらいの委員会で本会議より緊張しています。目の前に皆様がおられるのを見てちょっと緊張しているのですけれども、お許しいただいて、高校の通学補助の関係で少しお話ししたいと思います。まず、少し大きなところから話をしたいと思います。国のひと・まち・しごと創生総合戦略というのがありました。この中で国が、地域の未来を支える人材育成のための高校改革というのを言うておられます。課題が三つありまして、東京圏の転入超過は、就学、就職時が多いと。例えば霧島市から東京に行ったりとか、そういった方々も多いということです。高校卒業段階で県内に留まる者は少ない。そして、若者の減少による高校維持が厳しくなる地域も存在すると。そういったことから、これは大学改革と一緒になんですけれども、キラリと光る地方大学づくりに加え、人生の選択を考える重要な時期である高等学校に着目して、地方創生を推進していかなければならないというようなことを国が言うております。そういったことから、やはり高校生の時に何とかしていかなければならないというのが、まず底辺にございます。そういった中で現状を申し上げますと、皆さんよく御存知のとおり、市内の企業、いろいろなところが、今、人手不足倒産をしています。従業員が集まらなくて、店ははやっていっているのだけれど、やめざるを得ないという、私の知っている身内でもいっているのですけれども、そういった中で人が非常に少なくなっています。それから、直接関係ないのですけれども、市役所を受ける職員というのも、最盛時は500人ぐらいいたのですけれども、今200人ぐらいです。今回のこの制度では、公務員を受ける場合は対象外になっているのですけれども、その辺りが本当にどうかという議論もあろうかと思っておりますけれども、一応は、奨学資金と合わせて対象外にしているのですけれども、実際問題として本当に少なくなっています。そういう現状の中で、やはり市内の人だけを対象にしていたら、どんどんパイは少なくなってくるので、少子高齢化の中で、外から人を入れる施策というのは、かなり必要ではないかと考えております。一つはやはり外から人を入れたい、そして霧島市内の人手不足というのも解消したい。それから市内の高校には、まだまだ余裕があります。中央高校とか国分高校とかは、ほぼ定数に来ておりますけれども、それ以外の高校は定員に余裕があるということで、今までは福山高校に特化した施策をやっておりましたけれども、福山高校だけではなくて、全体として市内の高校、公立

5校、定数に余裕がありますので、ここを何とか埋めていかなければ高校として、将来にわたって存在させていくためには、高校もできるだけ定員を増していきたいということがあります。しかし市内の子供たちは少子高齢化でどんどん減っていきますので、ここにはパイは、余裕はありません。そこでやはり市外から入れる政策をしないと人手不足も解消できないし、高校の活性化もできないということになってきます。例えば一つの例なのですけれども、中央高校のスポーツ健康課に入りたいという子供がいても、例えば離島から中央高校に来たいという子供がいたときに、例えば鹿児島市内の私立高校はいろいろな優遇策をされて、例えば授業料免除とかいろいろあって、そういうインセンティブが働くのですけれども、本市には特に今のところは何もないという現状があります。そういったことから、やはり霧島市の企業、高校を活性化して、ひと・まち・しごと創生総合戦略に沿ったやり方をするために、やはり市外の子供たちに目を向けていかなければ、どうしても市内の子供たちだけのパイでは済まないというところがあります。そして今回の場合は、あくまでもそのまま市内に留まって霧島市民となった場合にのみ、返還を免ずるということですので、将来の市民です。将来の市民に対しての先行投資だというふうに考えております。それから返還免除ではないのですけれども、例えば霧島市内の子供たちが高い志で研究者になりたい。そのためには鹿児島市内の有名進学校に行って、そこを通じて大学に行って、研究者になりたいという子供たちもいるかもしれません。だけど、兄弟が3人いて、一緒に中学校、高校、大学にいて、一度に通学費まで払うのは大変なので、分散させたいというときは、高校の通学費だけを借りて、そして大学を出たあと、8年で返すということになりますので、それぞれ負担が少なくなっていくと思います。そういったことも解消できるのではないかと考えています。ただし、金曜日のこの委員会の御議論をお聴きしました。なるほどと思わされる部分もいっぱいあると思います。しかし、制度はまだまだ最善策とは考えておりません。御議論いただいて、これは改善していかなければならない部分は改善していきたいと、少しお聴きして思っております。しかし、まずは子供たちに、経済的な理由で夢をあきらめさせたくないという気持ちがありますので、どうか御協賛いただいて、まずは制度を創ることに御賛同いただければ有り難いという意味で今日参りました。どうかよろしくお願ひします。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

副市長のほうから、いろいろと御説明いただいたわけですが、結局は、この原案のまままで審査をしなければならないということのようですが、ちょっと元に戻って、この議案が出てきた背景からもう一度確認させていただきたいのですが、元々は福山高校の通学費等の補助金の廃止も念頭に置いておられると思いますけれども、そちらのほうを廃止することになった経緯、それと支援補助金の直近の実績が分かりましたら、公共交通機関の補助とバイク通学の補助と検定費用の補助というのがあったと思うのですけれども、何人ぐらいの方が年間どのぐらいの金額を得ていたかをお示しいただけますか。

○副市長（山口 剛君）

まず背景です。福山高校への補助自体は、平成27年から始まって平成29年までの3年間の制

度でありました。しかし、まだもう少し延長したいということで、制度は終わる予定であったのですけれども、もう少し続けたいということで、2年間延長して行ったところでした。そういった中で、少し私見も入るかもしれませんが、あの制度は、福山高校を存続させるためにできた制度であって、結果として子供たちにも恩恵が行ったというように私自身は思っています。やはり子供たちを主役にすると、福山高校のためではなくて、例えば霧島高校とかもありますので、そういった所に行かれる子供さんたちも、やはり何がしかの先ほど申しました、一時的お金を出さなければいけないような状況があるとしたら、それは少し先送りして、子供たちに目を向けて、こういう補助制度を創ったらどうだろうかということから端を発しております。それで、今回のこの通学補助制度に至ったところで、あくまでも主役は子供たちということで、霧島市内のどの高校に行っても平等にこの制度が使えたらどうだろうかということで創ったのが今回の制度であります。あと数字的なものは、課長に説明させます。

○教育総務課長（西敬一朗君）

それでは平成27年度から通学費と検定料の補助額を申し上げます。まず平成27年度がバスの補助額が388万6,600円。延べ件数133件。延べ件数と金額を申し上げます。バイクが12件、6万4,000円、検定料111件、14万900円の計409万1,500円。平成28年度です。バスが198件、549万5,700円、バイクが28件、18万4,000円。検定料が142件、18万6,900円の計586万6,600円。平成29年度がバス315件、835万7,900円。バイク34件、21万1,000円。検定料192件、26万2,100円の計883万1,000円。ちなみに平成29年度から3学年とも補助を受けております。そして、平成30年度です。バス311件、822万7,000円、バイク20件、12万6,000円、検定料186件、23万4,800円の計858万7,800円です。

○委員（仮屋国治君）

平成29年度から3学年ともということで、金額が上がってきているわけですがけれども、先ほど副市長のほうからも、公平感ということで、霧島高校等のお話も出ましたけれども、もう一つには、高校再編の波の飲まれないようにという思いもあったと思うのですけれども、高校再編の方針というのは、県のほうからは、現在どのようになっていますか。

○教育部長（中馬吉和君）

今回、福山高校の補助制度について検討する中で、県教委のほうにも確認しましたけれども、具体的な考え方というのは、現時点では示されていないということでございます。

○委員（仮屋国治君）

一つずつ整理したいものですから。今回の条例の中で、霧島市外に居住する者の子、市内公立に進学して、居住して、就職した場合の返還免除というのがあるわけですがけれども、市外の子で市内の私立高校に通っていた生徒に返還免除規定を付けないようにした経緯や議論をお示しくください。

○教育総務課長（西敬一朗君）

公立高校のことをお尋ねになりましたけれども、やはり公立高校にどういう関わり方ができるかということで、今回の制度では、私立については、通学は対象にしておりますけれども、寮のほうは対象にしておりませんし、減免という部分も公立高校を先に考えて、現在のような内容にしたところなんです。

○委員（仮屋国治君）

納得する説明ではないのですけれども、公立を優先した理由は何ですか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

先ほどから話が出ておりますように定員割れの続いている公立高校に、高校が存在する自治体としてどういうお手伝いができるか、というところがその主なところになっています。

○委員（仮屋国治君）

了解しました。もう一件。ここが一つのポイントなのですけれども、市内に居住する者の子で、市内公立に行った者に返還免除を付けられなかった、付けないようにした議論はどのような議論がなされたのか。先ほど副市長は、ひと・まち・しごとの件で「高卒後留まる人が少ない」というお話をされましたけれども、これが全国の波なのですよね。入れるだけではなくて留めようと。大学を出たら帰ってきてもらおうという流れがあるとすれば、このところに返還免除がないというのが、なかなか理解できないのですが、その経緯をお知らせいただけますか。

○副市長（山口 剛君）

大体どこも、高校を卒業した方で地元に残る方は3割ぐらいというふうに聞いたことあるのですけれども、霧島市の場合、例えば中央高校でいきますと5割を超えておりまして、それも年々増えておりますので、今、緊急な行政課題としては捉えなかったことが、一因であろうと思っています。

○委員（仮屋国治君）

数の問題は、まださほど、そこまでいっていないという認識が私にはあるのですけれども、まずは、霧島市内の子供たちが、返還免除の恩恵を受けられないということが、一つこれは問題があるだろうと。それともう一つは、そうやっていろいろ目的をおっしゃって、こうするためにとっ言っているのですが、実際は通学費、寮費の貸与ですから、先日の委員会の中でも質問させてもらいましたけれども、効果はさほど得られない。実際言えば、やっていますよというアピール事業にしかならないというのが、私どもの本音なのですけれども。この制度を出して、本当に効果を得られると思っていらいっしゃいますか。再度お尋ねいたします。

○副市長（山口 剛君）

やはり、私ども、いろいろ議論して、若い人、子育て中の高校生がいる職員などともいろいろ議論した中で、効果が得られるだろうということで判断しました。しかし、先ほども申し上げましたとおり、まだまだ最善策とは考えておりませんので、今回のこの御議論なども含めて、また制度を創って、その中で仮に制度のここをもっとよくしたらという部分が出てきたら、再度議会の御理解を頂きながら、変えていければと思っております。何回も申し上げますけれど、出来たばかりで、最善策かどうかはまだ判断できないところもありますので、出す以上は私どもは、これは効果があると思っておりますけれども、仮に、更に改善する部分が出てきたら改善していきながらやっていきたいというような気持ちでおります。

○委員（仮屋国治君）

最後になりますけれども、いろいろ改善もしていきたいということでありますれば、3月に出し直しをされるべきだと思うのですよ。ここで変に傷を付けておかしなことになるよりも、

そうしてほしかったというのが本音であります。3月に持っていくことに、何か支障、問題がありますか。来年度の入学生からということをおっしゃっていましたが、それは遡ってすれば済むことですので、その辺のところをどのようにお考えですか。

○副市長（山口 剛君）

まず、新しく中学を卒業する予定の方々に、選んでもらう。そのためには、選ぶ前にPRしたいという部分がありまして、どうしてもこの時期に、この制度を外に出したいという部分がありましたので、今回このようなことになりました。

○副委員長（鈴木てるみ君）

受験生は、追い込みに入っていると思うのですが、いろいろスケジュールがあると思うのですが、保護者とか生徒さんに説明するタイミングとか、あと受験票の提出とか、スケジュール的なものをお伺いいたします。

○教育部長（中馬吉和君）

現在の時点で、入学願書の提出期間というのが、2月上旬になっております。市内の高校につきましては、これまでの間にいろいろな周知が可能と考えておりますけれども、市外の高校につきましては、特に市外の中学校等につきましては、その周知がなかなか困難ですけれども、例えば中央高校でありますと、離島から来られている生徒さんがいらっしゃいますので、例えば今回、離島の中学校を中心に周知したりとか、そういう対策は考えているところでございます。まだ具体的に、いつ何をするというような、具体的なスケジュールについては今のところはございません。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長を交代します。

○委員長（平原志保君）

学校が保護者への説明会というのをやると思うのですが、それはいつなのか教えてもらっていいですか。何月なのか分かっていないので。

○教育部長（中馬吉和君）

こちらのほうでは、学校ごとの説明会の日程については、まだ押さえておりません。

○委員長（平原志保君）

詳しいものではなくて、12月なのか、1月、2月なのか、そこすら分からないので。

○教育総務課長（西敬一朗君）

これは中央高校のスケジュールですけれども、先月から今月の頭にかけて、学校そのものの説明会というのは行われておりました。先ほどのスケジュールの件なのですけれども、もし制度を議決いただければ、1月の中頃ぐらいまでには、県内各中学校に、この制度を案内できればと考えています。

○委員長（平原志保君）

委員長を交代します。

○委員（山田龍治君）

スケジュールの件で、関連してお話をさせていただきたいと思うのですが、1月に配布すると。中学校の3年生の方々は、進路に関して、これまで恐らく先生方とどういう高校に行

かれるのか、いろいろ学力も含めて決められている中で、この議案が通って、まずこのような制度ができたということを周知されて、本当に進学基準の判断基準になるのかどうか見解を教えてください。

○教育部長（中馬吉和君）

確かに委員がおっしゃいましたように、学校と生徒の間では、十分な議論がなされて、ほぼ進路については決定していると思います。ただ、一部進路について、まだ迷っている子供たちもいるということは、あろうかと思います。そういう子供たちに対して、こういう制度が伝われば、またそこで新たな進路の選択も可能ではないかというふうに考えております。

○委員（山田龍治君）

前回の委員会でもお話させていただいたのですが、大学の進学の奨学金に対しては、18歳の方々が自分の進路をもって、この大学に行きたいと決めて、奨学金をもらうことに関しては私も抵抗はないのですが、やはり気になるのは15歳の子供たちに、このような判断をして、将来の借金を決めさせるということが、本当にいいことなのか。そして市外の方々には、最大でおそらく36万円ということですよ。36万円に対して判断させて、お金でこの霧島市に住んでほしいというやり方よりも、もっと違った政策を考えて、霧島に残りたいというやり方のほうが、やっぱりいいのかなと、個人的には思います。また、やはりもう一つは、納税されている世帯の霧島市の子供たちには、こういったものは助成を受けられない。でも市外であったら受けられるという、納税者ではない人たちにその制度があるということも、やはり引かかる。簡単に言えば、自分の子供がお腹をすかせているのに、人の子供にご飯をやっているような政策なので、これが果たしていいことなのか。今後副市長のほうでいろいろな形で拡充すると言われますけれども、この間の委員会で、そういう話が出ていて、今回どういう議論がなされて、こんなに今の形でまだいくということになったのか、もう一回説明してください。

○副市長（山口 剛君）

先ほど申しましたとおり、少子高齢化でパイは決まっている中で、霧島市の課題を解決するためには、人というのを大事にしなければならないと。そういった中では、やはり限られたパイではなく、もう少し広い部分までお願いして、霧島市に来ていただきたいという一つのインセンティブになるかというふうに考えております。それが今、人手不足で悩んでいる中小企業の方々とか、先ほど申しました市役所を受ける方も少なくなっている、そういった中ではやはり効果的であるのではないかと思います。それから、市外の方と言われますけれども、市外の方が高校を出て、また市外に行ってしまうと、これは返還免除にはなりませんけれども、市外の方が来て、やがて市民になったら、返さなくてもいいよということですので、市民になった時点で返さなくてもよいという話になりますので、市外の方に対して返さなくていいという制度ではありません。市民になったら返さなくていいということですので、そこも御理解いただければ有り難いというふうに思います。

○委員（山田龍治君）

この制度に関しては、霧島市がこういうことをやったからということで、今度は霧島市ではなくて、鹿児島市のような体力がある自治体が、同じようでも制度でもっといいものを出して。こういうことをすると、ずっと自治体間で叩き合いをするのではないかなというのも懸念され

ますけれど、その辺はどのように思いますか。

○副市長（山口 剛君）

まず、これからはやはり、自治体間競争というのはあるということを前提に考えていなければならないと思っております。そういった中で、どれだけ他に比較優位な政策をするか、そういうことが住民の方々に選んでいただけるということでもありますので、やはりエンジンは吹かさないといけない。霧島市にあるエンジンを吹かすためにはどうしたらいいかと。そういった中で、人が足りない、エンジンが回らない、ガソリンがないではいけませんので、やはりどこも比較優位で、自分の所においでとやっていますので、それを手をこまねいて待っているわけにはいかないというふうに考えます。

○委員（新橋 実君）

山口副市長の最初の説明の中で、市内の市立高校は授業料を免除にしてとか言われましたけれども、今どこの学校も授業料は免除のはずですけれど。そこを確認したいのと、なぜ市外の私立高校に行くかというところ、そういうところは今の中央高校のスポーツ健康課を言われましたけれども、そのスポーツが優れているから行くわけですね。だけど、遠征費とか自分で出すわけで、自己負担が結構大きいわけです。そういうこともあるわけです。そういうことも考えれば、中央高校のスポーツ健康課はそれだけのものにしていかないといけないわけですから、その辺も考えれば、そういったように地域でも育てていかないといけないと考えますが、その辺はどうですか。

○副市長（山口 剛君）

すみません授業料は今回から免除になっていきますので、今までであったら市立高校のそういった部分があったと思います。さらに、市立高校も比較優位でアピールしていかないといけないと思いますので、それなりに出てこようかと思えます。そういった中で、国分中央高校もそういうことで、他の高校よりは、例えば経済的にも少し援助できるよという制度があれば、それが一つのインセンティブになって、国分中央高校を選んでいただける、そうやってまた全体として中央高校が伸びていくというようなことなども、効果があるのではないかというふうに考えます。

○委員（宮内 博君）

今日、副市長が出席いただいて、その前提になったのが、先週の当委員会での議論だったと思うのです。先ほどからありますように、なぜ市外の保護者を持つ子供のみが免除制度があるのかと。実際に、今、霧島市内で税金を払っている保護者の子供は、その対象にならないのかと。そこのところは、私は非常に大きいというふうに思っております。それで副市長の発言から見てとりますと、とにかく市外から人を入れるということが、人手不足の解消につながるんだと。だから市外の方の免除措置をとるんだと。こういうことですよ。それが非常に大きいということですよ。その前提は市外から外に出て行く人は、少ないという前提が成り立っているのかなというふうに思うのですが、やはり市内にいらっしゃる保護者の子供さんたちをどうしていくのかというところに、まず重点を置いた上で施策を進めていくというのが、非常に大事だというのが、前回の委員会でも議論したところです。それで恐らくこの間、庁内でも議論を重ねて、全く修正なしで、同じ提案をしてきたわけですけれども、まず市内の保護者の持



つ子供たちに、そういう措置をとった場合に、今考えている財政負担よりも、どんなリスクがあるのか。その辺がどの程度議論されたのか。その辺のところを紹介してもらえませんか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

まず、そもそも霧島市がこれまでやってきておりますキャリア教育。条例という制度ではありませんけれども、前回全員協議会の際に教育長が御説明いたしましたインターンシップにつきましても新たに行いたいと考えています。これは、ある高校では、実業専門の科目の企業に、本当は生徒をインターンシップに送りたいのだけれども、交通の手段等、確保が難しいので、全く関係のない小売業とかにインターンシップに行っているという話もありました。例えば、そういうところを少しでもお手伝いできればということで、繰り返しになりますが、この条例ではございませんが、そのキャリア教育に資する制度というのも、合わせて検討しています。それと財政上のリスクというご質問でしたが、ちなみに中央高校の例でお話させていただきますと、今年の3月に中央高校を卒業された方ですが、卒業者のうち、就職された方が121名いらっしゃいました。このうち霧島にお住まいの方のお子さんが92人。121人に対して92人が市内の生徒です。うち霧島市内に就職いただいた生徒は50人です。半数以上が霧島市にお勤めを頂いております。仮に、この中で定期代を必要とする遠方からいらっしゃる方がどの程度かということもあるのですけれど、中央高校の場合で、新1年生1学年の数字ですけれど、今18人の方が定期代を必要とするような距離から通学されているようです。これにこれまでの就職の傾向等を勘案いたしますと、これが毎年続いていきますので、中央高校の生徒さんに限っていえばということなのですけれど、半額以上が貸付ではなくて、返還対象とならないということになりますので、これが積み積み重ねていけば、貸与という制度自体がなかなか厳しいのかなという想定はいたしました。

○委員（宮内 博君）

真剣にそのところをどの程度議論したのかということですよ。前回の委員会の中でそのところの議論を重ねたわけですから。そういう議論をやった上で、やはり原案どおり提案したいということになったわけですから、そのところをもう少し、副市長からはお聴きしましたけれども、紹介してもらえませんか。財源的な面も含めて。

○副市長（山口 剛君）

まず御理解いただきたいのが、この制度は、通学費の貸与ということから発しております。そういった中で、もう一つここに乘せたのが、先ほど申しました、少子高齢化の中で子供たちが減っているという中で、外から来る、やがて市民になる方には、免除したらどうだろうかということになっております。今のところ、この貸与という目的からすると、御議論いただいた部分については、市外、市内の議論であったことから、その部分については付随するものであった部分もありまして、特に今回は、そのままお願いをしているところです。先ほど最初に申しましたとおり、この制度自体は、まだ最善のものであるかどうか、事後評価もできない状況ですので、まずは子供たちが経済的理由で仮に選べる高校に行けないとした場合に、これが役に立つのかどうかということも含めて、事後評価ができればと。そしてそういった中で、この委員会の中で御議論いただいた部分なども加味しながら、やっていきたいと。事後評価もしていない中で、自分たちで今まで半年以上議論した部分を、少し修正するには、時間が足りない

というふうに考えております。やはり何回も申し上げますけれども、事後評価の中で、改善策が見えたときは、そこは改善していきたいというようなことも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員（宮内 博君）

結局は市外に居住している保護者の子供さんを、いかにこの霧島市に呼び込むかということだけが重点的に議論されたということですよ。結果的に。やっぱり先ほど来から議論されているように、霧島市内に住んでいらっしゃる保護者の子供さんたちを、いかに市内で定着してもらうかということも、非常に大事なことであるわけですよ。ですから、先ほど来、鹿児島市がこれよりも更に効果的な施策を出してきたらどうふうに対応するかという議論もありましたけれど、やはりそういうふうな人を奪い合うような施策というのは、本当に効果的なのかという点で、私は非常に大きな疑問を抱かざるを得ないというふうに申し上げておきたいと思っております。

○委員長（平原志保君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時43分」

「再開 午前10時43分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（下深迫孝二君）

先ほど、この条例については、まだ完璧なものではないと思っていると、そういうことで、見直しも考えているということですよ。見直しをされるとすれば、いつ見直しの予定をされますか。

○副市長（山口 剛君）

やはり、まずやってみて、そして事前評価、事後評価がありますので、事後評価をする中で、問題点が出てくると思います。そのときに、事後評価をして金曜日の委員会での御議論なども参考にしながら、何をどう修正したらよりよい、効果的な制度になるのかなというのを考えていくことになろうかと思っておりますので、まずは制度を作って、子供たちがどう利用して、そして結果どうであったのかという事後評価をした上で、plan-do-check-actionというやり方になろうかと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

例えば、これが通って始まったと仮定した場合、来年の12月くらいにはある程度結果は出るわけですよ。そこで見直しをして次の年に臨むというものではないと、条例が一旦決まってしまうと、多少のことでは見直しをしないというのがやはり行政側にはあると思っております。これは行政が変えなければいけないということは条例改正で提案をしてこられるわけですが、そこら辺がきちっと担保されないといく我々としても「そうですか、それでいきましょう」ということにはならないのではないかという気がするのですが、ですから今いつ頃を予定されていますかというふうに聞いたのは、4月からスタートしたときに、何年かは様子を見なければ、というのであれば、今、皆さんがおっしゃっている前回の委員会の中で非常に問題になった点は、

市内の子供たちが遠方から来るのにそれが認められていないのではないかと。それはおかしいのではないかと。納税者の子供さんたちが認められていなくてというようなことで、これは延ばしたような案件なんです。ですからそこを、例えば今日から換算して来年12月頃見直しをやるという、これは絶対問題はあるんですよ。問題はないかもしれないというお考えもあるかもしれませんが、これだけ委員会で議論したということは問題があると私は思っていますので、来年12月ぐらいに見直しを必ずやるというものであるのかどうか、そこをもう一回はっきりとお示してください。

○副市長（山口 剛君）

まずこの委員会で大きな議論があったというのは承知しております。中身も承知しております。ですから、ここについてはいろいろな御意見があります。そういった中で、仮にこれがお認めいただいて4月から始まったとして、御議論の中と成果などを事後チェックをしていく中で問題が出てきたら、それはそれで改善すべきだと思っておりますので、それが3年間はないよという話ではなくて、まずは1回やって、その事後評価に基づいて問題があるとしたらすべきものと考えておりますし、仮にないとしたら、ないという部分はやはりお示ししないといけないというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

今、見直しはするとおっしゃっていただいているわけですがけれども、やはりどう考えても、例えば加治木からここに来ると、横川からここに来るんだとすれば、横川からが国分中央高校辺りに来る子のほうが距離はあるのではないかと私は思うんですよ。バス定期代等も列車にしても高いのではないかと。そういう子供たちが将来的に霧島市に残って働いた場合には、市内の子でもその返還をしなくていいよということになるのかどうかということ、まずお尋ねしておきます。

○委員長（平原志保君）

先ほどもその質問は出ていますがどうしますか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

市内にお住まいの方のお子様が市内の高校に通われる場合は、定期券での通学を必要とする場合には貸与の対象にはなりませんけれども、返還免除の対象にはなりません。

○委員（下深迫孝二君）

そうしたとき、やはり不公平が生じてくるということをおもっているわけですね。例えば距離は遠いところから来ているのに、その人については市内だから免除の対象にはなりませんよというのは、これは見え見えだと思っているんですけども、まずそこをクリアすれば次の年に見直しをされるということで、ある程度理解はできるんですけども、我々委員会にこういうものを提示されていますから、そういう子供さんたちに対しても親御さんたちに対しても責任があるわけですね。市内の子供さん方は全員裕福かと言えばそうでない方もいらっしゃるかも知れないわけですね。ですからこういうことを申し上げているんですけど、そこら辺を再考する考えは全くないのですか。そこをお伺いします。

○教育部長（中馬吉和君）

副市長のほうからもこの条例についての見直しについては言及されておりますけれども、制

度を仮にスタートさせて、そこで効果を見てみて、その要因が今ここで議論をされているその不公平感というようなことが最大要因として捉えられるのであれば、その部分についての見直しは先ほどから副市長も申しておりますとおり、行っていくという姿勢ではいるところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

それでは前回も確認をしましたけれども、例えば、今度は福山高校の子供たち、今補助を受けられるということで通学されているわけです。これは補助金としてで返還するものではないですから、今在籍している1年生、2年生の人たちは、1年生にすればあと2年間そういう補助を受けられるということで入学されていると思いますけれども、それについては間違いなく、途中で打ち切られるということはないという理解でよろしいですね、確認しておきます。

○教育部長（中馬吉和君）

その部分につきましては、13日の委員会でも申し上げましたとおり、在校している現在の1年生、2年生についてはそれは担保するというふうに致しております。

○委員（仮屋国治君）

先ほどから完全なものではないけれど見直していくというような条例は、私、初めて聴きました。今の段階で最善のものを出していきます、でしょう。結果としておかしいところが出てきたら見直していくというのが行政の在り方ではないのかなと思いますけれども、そういう言葉を聴くにつけ、皆さんにも心苦しいところがありなのかなと感じるわけですが、この中にもいいものもあると思うんですよ。3万円の寮費の貸与とか。3万円と高額になりますとなかなかですから。でも、あれもこれもくっつけ倒して、訳の分からないものになっているということを分かっていたきたいなと思います。目的も高邁なことをおっしゃっています。その子供たちが将来霧島市に定住して人口が増えるようにと。目的はすばらしいですよ。でも、5,000円、1万円の通学費の貸与でそんなものに来る人がいるもんですか。先日もお伺いしましたけれども、初年度何人いるだろうと。奨学金を受けていらっしゃる方が付随して申請されるくらいかなと思っていますけれども、初年度の人数、予算見込みをどのように思っていますか。

○副市長（山口 剛君）

先ほど最善のものではないというふうにしたのは、私どもは最善として出したんですけれども、御議論を頂いていくと、皆様方は市民の代表ですので、そういった方々がこういうふうにして御議論いただいたのを聴くに付け、より良くできる可能性があるかもしれないという意味での、まだ最善のものではなかったかもしれないという意味で言ったつもりで、出した時点では我々は最善のものであるというふうと考えて出したところであります。

○教育総務課長（西敬一朗君）

通学費につきましては、市内にお住まいの方のお子様の利用は12人程度、市外にお住まいの方のお子様の利用は38人程度で、合わせて50人程度と想定しています。寮費につきましては10人程度を見込んでいます。

○委員長（平原志保君）

もう一度整理して言ってもらっていいですか。通学費を利用するのは――。

○教育総務課長（西敬一郎君）

通学費の利用が、市内にお住まいの方が12人、市外から通われる方が38人、合わせて50人と想定しています。そして寮等については10人を見込んでいます。[「金額は幾ら」と言う声あり]

○委員長（平原志保君）

寮は市内、市外というのではなく、寮ということで10人ですか。

○教育総務課長（西敬一郎君）

市内、市外の利用につきましては、市内でも遠方から通われる方が寮に入るということは想定されまして、その場合は貸与の対象にはなりません。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午前10時57分」

「再開 午前10時57分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育総務課長（西敬一郎君）

寮等につきましては、市内市外合わせて10人で考えています。そして金額につきましては、現在、当初予算につきましては、現在まで査定作業中ですので、今日の時点では幾らということはお答えできないところです。

○委員（山田龍治君）

地方自治法には、まず自分たちのまちの市民の福祉向上に努めるということが記載されている中、私も霧島市議会議員です。市民の皆さんの代表でここに来ています。職員の皆さんも霧島市の市民福祉の向上のために一生懸命施策を打たれているのは当然のことだと思うのですが、この議案が通った後に、私は説明をするときに、霧島市の人たちにもこの制度は使えますよと。だけれど始良とか加治木とかから来られる方は、霧島市に住めば免除になるけれど、霧島市の人たちにはその免除制度がないという説明をしたところで、私は選ばれている人間ですから霧島市の市民の人たちがまず恩恵を受けないといけないと私は思います。そういった中で、市外の方々のほうが有益になるというものが選ばれた代表者として理解しがたい。そこを市民の方々がまずこういったものが免除になるような形にして、霧島市から出ていく子供たちを抑えていくという施策であったら理解ができるのですけれど。そして、まだしなければならぬことがたくさんあると思うのですよ。溝辺の方々はバスの利用に関しても時間が悪かったりとか、そういったものを政策として改善をしていくとか、こういったことにまず力を入れていくべきであって、助成金をやるのが本当につながるのかなという思いがずっとありまして、その辺に対してすごく違和感を感じるものですから、もう一度納得できるように説明していただきたいと思います。

○副市長（山口 剛君）

まず地方自治法を言われましたけれども、市は住民の福祉の向上のために仕事をすることとなっております。そのことを言われたのだと思います。今回はまず経済的理由で行きたい学校に行けない子供たちを、通学費を貸与したり寮費を貸与したりとしております。それにもう一本く

っ付けたのが今、霧島市の課題となっている人不足。人不足倒産とか最初に申しあげましたけれども、そういったところでかなりこれは深刻で、私も商工会議所にいまして、この人不足はすごいことだということを痛感しております。人がいなくて流行っているけれどお店を閉めたというのもたくさん出てきていますので、仮にそこを解決できたらというのも、仮屋委員のほうからは少し乗っけすぎではないかというような御指摘もございましたけれども、せつかくであれば経済的理由で行きたい学校に行けない部分に、この市外から子供を入れて霧島市の課題である人不足を解消できないか。そして市としての活力ができないかというのをある意味乗っけたところもあります。そういったことから、これも霧島市民の福祉の増進につながるものというふうに考えておりますので、私どもとしては地方自治法の主旨に沿ったものと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

大学生の奨学金については市内の人たちに貸して市内に帰ってきて働けば返さなくていいよというふうに私は理解しているのですが、それでいいですか。

○教育部長（中馬吉和君）

そういう制度になっております。

○委員（下深迫孝二君）

ということは、高校生との違いが、市内の人たちにも貸し付けて市内で働いてくれば返さなくていいよというのが、そこが違っているのですよね。だからそこを統一できれば、この問題はクリアできるのではないかと私は思っているのですが、そこら辺はどのようにお考えですか。

○教育部長（中馬吉和君）

現在の奨学金について、返還免除、いわゆるふるさと愛制度なんですけど、そこを議論する中でもやはり問題になりましたのは、財源の問題でございました。特に今回御提案している制度につきましても、例えば定期代が5,000円以上とか1万円以上とかそういう段階的なものを設けておりますけれども、現在ありますその奨学金制度月額1万8,000円、これについては、そういう段階的な部分の制限がなくて、仮に市内で就職した場合に毎月1万8,000円ずつ借りられて、月額一人1万8,000円全てが免除になりますので、そうした場合、先ほど霧島市内の高校の市内への就職率が50%以上ということを見ますと、かなりの財源を要するということで、現在の制度については高校生は除外したというふうに、制度設立のときのお話をお聴きいたしております。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で議案第145号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時04分」

「再開 午前11時34分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここからしばらく休憩したいと思います。再開を13時半から、陳情部分からスタートしまして、その後、本議案のほうに戻りたいと思います。休憩します。

「休憩 午前 11時35分」

「再開 午後 1時29分」

#### △ 陳情第7号 霧島市の国保税引き下げを求める陳情書

##### ○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第7号、霧島市の国保税引き下げを求める陳情書について審査を行います。ここで陳情者入室のため、しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時29分」

「再開 午後 1時30分」

##### ○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。本日は、陳情者である霧島市社会保障推進協議会の方々が出席されています。陳情者の皆様に、議事の順序を申し上げます。まず陳情者の方から、陳情内容・趣旨・経緯などについて簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に一問一答でお答えいただきます。なお、御発言の際は挙手をして委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクは青いボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は委員に対して質疑をすることができないということになっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情内容の説明をお願いいたします。

##### ○陳情者（原口兼明君）

今日は、我々の陳情に対して、陳述の機会を与えて頂きましてありがとうございます。お礼を申し上げます。私は会長の原口と申します。資料をお持ちだと思っておりますけれども、趣旨はここにありますように2017年度の国民生活基礎調査では、55.8%が生活が苦しいと答え、2018年度には57.7%に増えています。このような中で、霧島市では2019年度の国民健康保険税の引上げが2年連続で行われました。本年度10月には、消費税が10%に引き上げられ、市民の生活がますます苦しくなっております。国民健康保険は国民皆保険制度を支える最後の医療保険ですが、その負担は重く、保険税を滞納すれば、期間を限って発行する短期保険証や、受診のときに治療費全額を窓口で支払う資格証明書が発行されています。その結果、全国だけでなく、霧島市でも受診控えによる死亡事例が発生しています。昨年に続く今回の国保税の引上げは、市民生活を直撃し、必要な医療が受けられない市民を新たに生み出すこととなります。このような状況を回避するために、国保税の軽減負担を求めます。陳情事項1として、2020年度の霧島市の国民健康保険税の引下げを実施すること。次のページの上のほうに書いてありますけれども、収入区分と世帯数、保険税がどうであるか、下のほうにも国保税の他市町村の一般会計からの繰入れだとか、国保負担額が書いてありますけれども、改正は2018年度に行われまして、国は一般会計から入れないよというように言っているのだけれども、現実としては見てのとおり、他の市町村では、入れてくれている自治体も多く、あと3年近くは大丈夫で

はないかと。とにかく、全国知事会でも問題視されていて、1兆円の財源投入を国に要請していると。そもそも国保税が上がった理由というのは、国庫から補助があったわけですが、別に医者を使う治療費が上がったから、老人が増えたからということはほとんどなくて、国が削減したというのが主な理由でございます。それで、3枚目の中国の古典あります。レファレンス事例詳細。この3段目の質問というところです。提供は国立国会図書館です。「小医は病を医す、中医は人を医す、大医は国を医す」という言葉がありまして、私はちょっと医者をしているのですが、まあ病ぐらいしか治せないんですよね。で、皆様方は中医、大医です。大医を志される先生方もいらっしゃるかもしれませんが、少なくとも中医であられると思いますので、まあ人を治す。まあやっぱり国保税は制度的に問題があるということを是正していただければ。医すと。非常に大儀なお仕事ができるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（平原志保君）

ただ今、陳情者からの説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○陳情者（山下義仁君）

国分生協病院でやはり内科の医師をしている山下といいます。今回は陳述の機会を頂き、ありがとうございます。私たちの病院は目の前にある病院ですが、結構、一人世帯の方、二人世帯の方、国保の方が多く、かなりお金に困っていらして、お薬を出すにも、何日出しましょうかという、余り長いと負担ができないのですが、というような感じでおっしゃる方が多いのです。一人世帯、二人世帯のところは、御高齢の方の方が多かったり、あるいは仕事がなかなか見つからなかったりという方も多くて、最近はその点では、来られる方々のお財布を気にしながら治療するというような状況であったり、それから入院についても、入院の費用の件があるので、なるべく入院を避けたいとか、あるいは入院しても期間が短いほうがいいとかというような感じです。以前は保険に掛かっている人もいらしたのですが、そういった保険のほうも持っていらっしゃらないとかいうことも多くて、そういった点では病院に掛かった方でも、経済的に厳しいという方が多いです。この間、無料定額診療事業を私たちの病院ではさせていただいていますが、生活保護基準に比べて、ほとんど収入が変わらないか、それよりちょっとぐらいしかないという方は、半額とか、全額を病院のほうで負担して、入院の治療をするような状況が引き続き、例年いらっしゃる状況です。国民健康保険の税が高くて、どうしても税が払えない状況になってしまいますと、先ほどありましたように短期保険証、あるいは資格証明書となってきますと、どうしても病院が遠くなってしまって、結局病気が重くなってから受診に来るというような状況で、かえって医療費が高くなるような状況になることもしばしば。最悪の場合は、2年前もありますように、亡くられる方もいらっしゃると思いますので、そういった点では、税を上げて税収を上げるということにつながればいいのですが、実際のところは、税をある程度払える状況にさせていただいて、皆が納められる状況にさせていただいて、またそうすることで、受診も安心してできるという形にさせていただけるように、考えていただけたらというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（平原志保君）

ありがとうございます。委員のほうから、質問はないでしょうか。



○委員（宮内 博君）

どうも御苦勞様です。せっかく資料を頂いているので、誰か説明をしていただく方があれば、お願いしたいと思います。

○陳情者（木戸義郎君）

年金者組合の活動もしています木戸といいます。よろしくお願ひします。資料の中で霧島市と曾於市の比較をした件の内容について、若干の説明を致します。まず最後のページ、霧島市、曾於市国民健康保険料比較表という、この部分ですけれども、今回は、収入の階層を200万円の世帯、所得でいいますと122万円の所得の方の世帯について、霧島市と曾於市の比較をしています。この中で、この間の市長との話し合いとか、そういった中で、市としても減免制度を活用して、低所得者の方に対応しているというような回答を頂いたりしているのですけれども、金額的に、曾於市と霧島市で、どういった違いがあるかということでもまとめています。まず、霧島市ですけれども、これの年間国保料の5割減免後の金額です。19万1,450円。枠外に26万2,750円と書いてありますが、これが減免前の額です。2018年度と2019年度。曾於市の見方も一緒です。どう違うかという、霧島市の場合、5割減免後の金額は、19万1,450円。それが2019年度は20万7,800円になっております。一方、曾於市では5割減免後の金額が、16万8,700円。そして2019年度も16万8,700円。上がっていません。霧島市は上げましたけれども、曾於市は上げていません。この比較をしますと、曾於市と霧島市の負担額の差は、2018年度は2万2,750円でしたが、それが2019年度は、3万9,100円に広がっています。これが現状です。これがどこから来るかという、この資料の2枚目の下のほう、鹿児島県内19市の2018年度国保税負担額と、2014年度から2017年度の法定外繰入比較表というところで、見ていただければ結構です。霧島市の法定繰入額と曾於市の繰入額の違いですね。これちょっと見にくいのですけれども、2017年度で見ると、9,371万7,000円が霧島市。それに対して曾於市は1億5,000万円。この大きな違い。ここから実際市民の方の減免額の取扱いの差というのは生じてきております。こういう意味で、この間も市長との懇談会の中でも話し合っ、要望もしてきたのですけれども、国が国民健康保険料の負担を引き上げる政策をとってきている中で、直接市民に接している市議会、市政、そこでの内容については、各市、全国的には、それぞれの独自の工夫をしながら、一般会計からの繰入れもして、市民の方々が病気になった時に安心して、すぐ病院に掛かれるよねというようなことで、市民の健康と生活に寄り添った政治を、今、市議会のほうの努力もあってされる。そういうことだと思います。この霧島市においても、ぜひそういうことでよろしくお願ひしたいということです。

○委員（宮内 博君）

ありがとうございます。今回、陳情書を出すに至った経過というのは、一つは先ほどお話があったように、社会保障推進協議会と中重市長とのタウンミーティングがあつて、それらを受けて、やはりこういう陳情書を出さないといけないなというふうになったのかなと思いますけれども、そのときのミーティングで受けた印象と、出すに至った経過をどなたか御説明いただけませんか。

○陳情者（八ヶ代亘君）

年金暮らしで、府中で生活しております、八ヶ代です。市長とのあれは、なぜそういう形を

採ったかといいますと、6月に10%も、恐らく全国の自治体で、いきなり10%も保険料を上げたのは、多分ここだけだと思いますよ。その前に6%上げていますよね。だから本当に深刻な状況があると思います。皆さんのところにも、そういった切実な悲鳴が聴こえてきて、生活相談もたくさんあると思います。僕は府中に住んでいますけれど、コープ生協店のピザ屋も潰れて、すし屋も前は行列が出来るぐらいだったけれど、今はガラガラになって、そのすし由も潰れて、ことごとく昔からあった商店がどんどん潰れていくというか、疲弊していくというか、そういう状況が今、作られていると思います。まほろばの里も潰れたし、本当にそういった意味で、年金はこの間6.1%下がったのですよね。所得はどんどん減っているのに、負担だけがどんどん増えてくるという、そういう状況、そして悲鳴が寄せられたものですから、やはり市長に会って率直に市民の声を届けようと思って、この間そういった会を設けさせていただきました。今まで大体18%か19%でしたのですけれど、この10%の引上げで所得の21%が国保税、こういう状況が今、作られているのですよね。そのほかに、所得税があったり、地方税があったり、固定資産税、車の税金があったり、消費税もまた上がったわけです。僅か2%上げるだけでも大問題、大騒動になって、この10月、今回の景気動向が出されましたけれど、日本の個人消費が6%近く落ち込んでいるわけですね。ところが霧島市民がそれに加えて国保税の人は10%負担が増えているという、本当に深刻な状況が、今、あるということですよ。全国的に見ても、長野県辺りは医療先進県ということで、予防の健康運動とかやっていて、約13%ぐらいなのですよ。国保税が。だからそういった意味でも、霧島市の国保税は本当に異常に高い状況であると思います。今、全国の市長会も知事会も、そういった深刻な状況を打開しようということで、1兆円、国は出せと。84年ぐらいまでは50%国庫負担ということで、出していたわけです。それが、今、25%くらいに落ちていますので、市長会や知事会もそういった運動を展開しております。このままでは、本当に国民の購買力というか、可処分所得がどんどん減って、一層この地域経済が破壊していくと、そういうことを食い止めなければいけないということで、そういった運動もされております。ぜひ市民の命と暮らしを守るというのが、地方議員の一番の原点で、議員さんの一番の大きな仕事だと思いますので、ぜひその辺のことを論議していただいて、霧島市民の命や暮らしを守るために、ぜひリーダーシップをとっていただきたいと思っています。

○陳情者（岩元昭雄君）

似たような話になると思いますが、私は、後期高齢者医療対象者なのですけれど、今、八ヶ代さんが言われたように、全国知事会がほぼ全会一致で1兆円国費を投入すべきだと、これは、控えめな金額であると思っているわけです。知事会というのは非常に保守的な人たちもたくさんいるわけです。そこがみんなまとまって国はもっと出すべきだと言っていると。ところが、この前6月でしたか、市長と直接お話したときに、県が示した標準保険料率に合わせて値上げしたと、こういうふうに言われた。上から来たのに対して、唯々諾々とそれを飲んでしまう感じがしたのですね。これではいかんなあと。知事会でさえも今のままではいかんと思っているのに、市民と一番、直接、接しているのは地方自治体のキャップだと思うのですよ。そこが批判なしに県から示されたから、それに合わせるということでは、ちょっと大変だなという気がしています。今日の資料の2枚目に、所得がゼロ、1円以上100万円未満で、①②という層があ

りますが、ここが霧島市の世帯数からいくと70%を越すわけですね。そういう人たちが、こういう低所得だと。特に、収入の少ない人たち、その中で子育てをしている人たちが、一番苦しいだろうと思います。国分、隼人はまだですが、周辺の地域を見ると、学校の児童生徒数が年々減っている。このままでは、今の学校状態を維持することは大変だろうなと思っているのですが。ほかの市町村から霧島に移転してきた方が若い人たちが、何にびっくりしたかという、保険料が高いということに驚いているわけです。他の市町村よりか、暮らしにくいという感じになったら、ますます子育て中の世帯が減ったり、それは、行く行くは、霧島の将来を現しているようなことになるのではないかと。先ほど原口先生が言われたように、大医は国を医すと。大きな目で医療を考える。そういった立場で議会も市長も考えることで、対処することで、やっぱり市の発展とか、国の発展とかというのが保障されるのではないかと。あくまでも上よりか下を向く。市民のほうを見た施策を実行してもらいたいなと思います。そういう一番市民の生活実態、生きた声を受け止めて、上に向かって発信していただくような、そういう姿勢を貫いていただけたら、もっと別な選択肢があるのではないだろうかというふうに思います。2%消費税が上がっただけで、経済がずっと後退しているといいます。10%保険料が上がったら、実際は、霧島市の購買力や何やらは、これは実態としては落ちているのだと思うのです。それが数としては、出てこない。調べていない。そういうところをもっと調査して、やっぱりこれではいかんということになるのではないかなと思っていますので、御賢察をお願いしたいというふうに思います。

○陳情者（中村満雄君）

私も皆さんと市長との面談に参加いたしました。私はどういった観点で市長にお話したかといいますと、霧島市のスローガンとして住みやすいとか、住みたい霧島市とか、そういうスローガンがありますけれども、現実には違うよねと。ほかの市町村から霧島市に移住したいといったときに、あんたやめといたほうがいいのではないの。霧島市は健康保険税が高いよと。どれぐらい高いのですかと。数値は先ほどいろんなお話がありましたけれど、そういった状態で、非常に低所得世帯といいますか、私も国保税を払っている一員ですけれども、非常に高いと、つらいと。下手をすると、国保税が払えないがために、例えば差押えとか、そういった不幸な事態に陥ることもあるわけです。そういったことを防止するためにも、何とか今年度上がりました国保税のアップというのを、また元に戻していただけないかということで、議員の皆様にお願ひしますことで、みんなそろって来ていますので、お願いいたします。

○委員長（平原志保君）

委員のほうから質問はありませんでしょうか。

○陳情者（南 静江君）

南といいます。よろしくお願ひします。今、霧島市の現実は大変な状況になっていると思うのですけれども、今ここにいらっしゃる議員さんたちは、そういう声を聴いているのかどうか、お聴かせ願ひしたいと思います。

○委員長（平原志保君）

質疑はできないことになっていますので、申し訳ございませんが。

○陳情者（南 静江君）

議員さんたちの感じていることをやっぱり聴きたいなというふうに思ったものですから。はい、いいです。

○委員長（平原志保君）

先ほど説明したとおり、そちらからの質問が受け付けられないようになっていきますので、申し訳ございませんが。

○陳情者（原口兼明君）

先ほどいろいろしゃべったのですけれど、国保は制度的な問題があるのですけれど、私は、今、63歳で2年すると前期高齢者に入りますよね。あと12年すると後期高齢者。後期高齢者になるとまた保険が別なのですけれど、大体、議員の皆さんも会社員をされたりとか、自営業をされたりとか、健康保険の種類は多様であると思うのですけれど、ある一定の年齢がいくと、みんな国民健康保険に入りますよね。そうなったときに、今はあまり関係ないと思っておられる方もいらっしゃるかもしれませんが、必ず我が身に降りかかる問題でございまして、その辺のところをぜひお考えいただければ助かるなというふうに思っています。よほど大きな大改革があればですけど。あと、以前、委員会の先生方には、矢部宏治の本を差し上げたのですけれども、この国の在り方というか、読んでいただけたと思うのですけれど。ちょっとメンバーの変更はあるのですけれど。国のお金の使い方っていうのが、こうなると大医の話になるのですけれど。余りそんな大きなことを望むわけではないのですね、我々推進協議会としては。せめてできることは、一般会計からお金を入れていただくということが非常に切実な問題であるし、ひいてはこれが全国的に広がれば国を動かす行為になるのではないかと、そういう力になっていくのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひ御検討のほどお願いします。

○委員（山田龍治君）

私は、国保を払っております、今、所得があるものですから。以前は無職でしたので、国保がそんなになかったのですけれど、急遽仕事を頂きまして、高い国保税を払っているところでございますけれども。国保の全体的な引下げのことを今、陳情で出されていると思いますけれども、もし仮に、ここを最初に手当てしてくれると有り難いなという部分があったらお示しただけないでしょうか。どの階層、どの世帯にまずここにしてくれればというものがあれば。

○陳情者（八ヶ代亘君）

先ほどありましたけれども、確かに500万円、600万円の人も、大きな年間の保険料60万円、70万円だと思うのですけれど、やはり先ほど年収200万円で、所得120万円で子育てをやっている世帯は、非常に下に行けば行くほど負担感が多いと思うのですよ。使えるお金がそれだけ少なくなるわけですからね。だから、そういった全国的にも、この均等割というものを、昔の人頭税みたいに、これから国を担っていく子供たちのためにも、逆行したような制度だということで、均等割をなくしていく方向に進んでいるのですよね。鹿児島県でも、鹿屋市では3人目は均等割をなくするという動きもあります。それから、僕らは対象外ですが、第9期で、1期大体4万4,700円なんです。それで、年間42万6,600円。年金が200万円あるかないかなのですけれど、これだけ払っているわけですよ。僕はほとんど減免ないのですけれど、このほかに介護保険料が年間10万円ぐらいですかね。本当にどうやって生活していこうかという、そういう声がたくさん寄せられております。僕が一番心配するのは、この間もいっぱい相談が寄せられ

ているのですよ。10%上がってから。悲鳴が寄せられているのですよ。同級生とかには毎日とか。議員さんのところにもそうであると思うのですけれど。フウフウって年間30万円、40万円、保険料を払ってせっかく保険証をもらったのに、その保険証を使えないというのですよね。なぜかという、窓口に行くと2割、3割負担で、ちょっと検査となると窓口で3,000円払って、隣の薬局でまた2,000円払うというそのお金がないと。だから、そういった意味では本当に深刻で、医療を受ける権利、生存権というか、そういうものがどンドンどンドン、先ほど山下先生のほうからありましたけれども、本当にそう言った意味では生存権というか、医療を受ける権利が奪われつつあるというか、そういったことを感じております。ぜひそういった意味でも、全体を見直してほしい。余りにもこの10%の引上げというのは、先ほど言いましたけれど、市民感情というか、納税者、市民を馬鹿にしたような上げ幅であると思うのです。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、陳情第7号の陳情者に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時 3分」

「再開 午後 2時 9分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第7号について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（茶園一智君）

陳情第7号、霧島市の国保税引き下げを求める陳情書の陳情事項の「2020年度の霧島市の国民健康保険税引き下げを実施すること」につきまして、本市の国民健康保険の概況を御説明申し上げます。本市の国民健康保険につきましては、先ず被保険者の状況は、加入世帯及び加入者数状況は年々減少傾向にある中で、60歳以上の方々が全体の58.23%を占めるなど、被保険者の高齢化が進んでいる状況です。また医療費の状況については、高齢化の進行と医療の高度化に伴い、1人当たりの医療費が増加し続けています。このような状況において、本市の平成30年度国民健康保険特別会計の決算につきましては、一般会計の財政調整基金を取り崩し、国民健康保険特別会計に繰入れを行ったこと、県から示された標準保険税率等を基に、国民健康保険税率の見直しを行ったこと、国民健康保険税の収納率が上昇したこと、歳入確保に努めたことなどから、歳入合計159億9,426万9,608円、歳出合計156億9,071万7,716円で、3億355万1,892円の黒字となりました。令和2年度の国民健康保険税につきましては、今後の医療費の状況や、県から来年1月に示される令和2年度の標準保険税率を確認し、国民健康保険運営協議会の答申を受けてお示しすることになります。以上で、概況の説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長等が御説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（末原トシ子君）

本市の国民健康保険の現状を御説明します。資料1ページ、1. 国保加入者や医療費の現状等についてをご覧ください。まず、1. ①国保加入者の状況をご覧ください。これは年度平均の値です。平成28年度は、世帯数1万7,681世帯で、被保険者数は2万8,517人、平成29年度は、

世帯数 1 万7,275世帯で、被保険者数は 2 万7,578人、平成30年度は、世帯数 1 万6,913世帯で、被保険者数は 2 万6,705人、平成25年度と比較しますと、世帯数は1,590世帯、約8.59%減少し、被保険者数は4,138人、約13.42%減少しており、世帯数・被保険者数ともに、毎年減少しています。下の表はそれぞれ前年度比の数、増減率をまとめたものです。次に②国民健康保険の資格取得・喪失理由をご覧ください。これは年度末の値ですので、先ほど御説明した、①とは値が異なることに御注意ください。被保険者数の異動が最も大きいのは、「社保離脱」「社保加入」ですが、増減理由の最大の要因は「後期高齢者医療保険加入」によるものです。年間1,000人程度が75歳となり、後期高齢者医療に移行しています。次に、2ページをご覧ください。③被保険者の年齢構成・増減率等につきまして、御説明します。平成31年4月1日時点における総被保険者は2万6,170人で、年齢構成につきましては、0～14歳が7.6%、15～64歳が46.16%、65～74歳が46.24%となっています。平成27年度には、全被保険者に占める65歳以上の被保険者の割合が37.02%でしたので、4年間で約9.2ポイント増加し、高齢化が進んだことが分かります。また、平成30年9月末時点における全国の市町村国保の被保険者数は、2,824万1,000人で、全被保険者に占める65歳以上の被保険者の割合が43.2%となっていますので、時期は若干異なりますが、全国平均より本市の高齢化が進行していることが分かります。高齢化の最大の要因は、いわゆる団塊の世代が平成29年度から70歳となり始め、令和元年度には全員が70歳に達することなどが要因として考えられます。次に、国保加入率につきまして御説明いたします。4月1日時点における国保加入率につきましては、平成29年度の被保険者数加入率は25.62%、平成30年度の被保険者数加入率は25.2%、平成31年度の被保険者数加入率は24.28%で、被保険者の減少とともに、加入率も低下しています。なお、これは74歳以下の市民を対象とした場合の加入率です。75歳以上の市民も含めた場合で考えますと、平成29年度の被保険者加入率は22.11%、平成30年度の被保険者加入率は21.75%、平成31年度の被保険者加入率は20.91%になります。いずれの場合も、被保険者加入率は減少傾向にあります。次に、3ページをご覧ください。2. 保険給付費の状況につきまして、御説明します。まず、①保険給付費の状況（医療費のうち被保険者負担分）です。なお、この項目につきましては、国民健康保険事業状況報告書を基に作成していますので、各年度の実際の支出額とは若干異なる部分があることに御注意ください。保険給付費は、年々増加していましたが、高額なC型肝炎治療薬の普及により平成27年度に大きく増加し、平成28年度にはその治療薬の薬価が引下げられたことや診療報酬が引下げられたことにより減少しました。平成29年度も減少しましたが、平成30年度は増加に転じました。ただし、特殊要因のなかった平成25年度、平成26年度と比較するとその伸び率は小幅なものになりました。これは平成30年度に診療報酬が全体で引下げられたことがその要因となっています。次に、②被保険者1人当たりの医療費の推移をご覧ください。棒グラフが全体、折れ線グラフが一般被保険者分、退職被保険者等分です。グラフで見えますと一人当たり医療費が年々増加していることが良く分かります。退職被保険者等につきましては、1頁の表①にもありましたとおり、退職者医療制度が廃止になり、現在経過措置中であるため、被保険者が大幅に減少しています。このため1人の方の医療費により変動が大きくなる傾向にあります。なお、退職被保険者等につきましては、原則、令和元年度中に全て一般被保険者に移行します。次に、4ページをご覧ください。③年齢別1人当たりの医療費の推移について御説明します。1人当た

り医療費は増加傾向にあることは②でも御説明しましたが、この表は年齢別で見たものです。当然ながら、65歳以上の前期高齢者の医療費が高く、全体の医療費を上げていることが分かります。次に、5ページをご覧ください。Ⅱ医療費適正化に向けた取組について御説明いたします。まず、1. 特定健診及び特定保健指導の実施率向上に向けた取組です。平成30年度の受診率は平成29年度と比較して、2.5ポイント上昇し、46.7%になりました。しかしながら、国の目標値である60%とはまだ乖離があることから様々な取組を進めております。一方、特定保健指導につきましては、保健センター等で実施していますが、職員の努力等により、目標値60%を超える状況となっています。また、令和元年度には受診率向上策の一環として、新たに、鹿児島興業信用組合と特定健康診査事業及び長寿健康診査事業の推進に関する覚書を締結し、特定健診等を受診し鹿児島興業信用組合で預金した方には金利の上乗せをするという取組を開始いたしました。11月末時点で4件、650万円が預金されたということでした。次に、2. 重複・頻回受診者、重複服薬者等への訪問指導につきまして御説明します。これは、鹿児島県国民健康保険団体連合会が抽出した対象者を市で精査し、保険年金課の看護師2名が文書と電話により予約をとり、家庭訪問を行っています。この取組につきましては、保健センターとも連携して行っており、必要に応じて保健師等も家庭訪問に動向することがあります。次に、3. 柔道整復施術療養費適正化業務につきまして御説明します。この取組は、これまで職員が自前で行っていましたが、事務の効率化と医療費適正化の効果を挙げることを目的に、平成30年度から業務委託を開始しました。柔道整復施術療養費支給申請書の内容について被保険者に照会を行うとともに、柔道整復師による施術の正しい受療方法について、普及、啓発を行っています。次に、4. 医療費通知の送付について御説明します。これも、以前から行っている取組ですが、被保険者自身に医療費の状況を確認してもらい、健康管理に心がける参考としてもらうことを目的に発送しているものです。年6回、年間約8万2,000件程度発送していますが、被保険者の減少により発送数は若干減少しており、平成29年度の発送数は年間約8万3,000件でしたので、約1,000件程度減少しています。次に、6ページをご覧ください。5. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に係る取組について御説明します。令和元年6月時点の使用率は、数量ベースで国が求める80%を超える85.75%となり、通知を発送する対象者も減少してきました。そこで、使用率を一層高めるための取組として、これまで、35歳以上の方で、かつ差額が1人当たり200円以上の方、かつ投与期間が7日以上の方にお送りしていたハガキを、今年度の2回目からは、年齢による制限をなくし、全被保険者を対象に送付する予定としています。次に、医療機関との連携に係る取組です。毎年、文書等により、始良地区医師会会長に保健事業への協力依頼を行うほか、様々な取組を行っています。今年度も今後、職員が医療機関を訪問し、特定健診未受診者に対する情報提供等についても協力を依頼する予定です。現在、保健師等が医療機関を訪問してお願いに回っているところです。次に、7. 第三者行為求償に係る取組です。交通事故等の第三者の行為によるケガや病気で保険証を使用して治療した場合、国民健康保険が加害者の支払うべき医療費を一時立替払している状態になります。このため、国民健康保険が立て替えた医療費を、被保険者が提出した疾病届等を基に、加害者に損害賠償を請求する取組を第三者行為求償といいます。これらは、病院から提出されるレセプト情報や、救急搬送報告、各種申請時の窓口での確認、損害保険会社からの報告、保健所からの報告等により、

対象者を抽出し、ケガの内容等について確認を行い、必要に応じて疾病届を提出してもらっています。なお、その後の加害者側との交渉等については、国保連に委託して業務を行っています。次に、8. 不当利得に対する取組です。霧島市の国民健康保険の資格を喪失した後に、本市の保険証を使って医療機関を受診した場合に、本市が負担した分の医療費の返還を被保険者に求める取組です。保険者によっては、被保険者から申請書を提出してもらい、保険者同士で調整することもあります。このほか、パンフレット等を作成し、配付する等の取組を行っています。今年度は、新たに、日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の6カ国対応の国民健康保険のてびきを作成しました。次に7ページをご覧ください。Ⅲ国民健康保険税の状況です。国民健康保険税率は国保制度の改正の伴い、県から提示された標準保険料率等をもとに改正を行っています。2 調定額・収納額・収納率をご覧ください。平成29年度、平成30年度の状況です。平成30年度の現年度収納率は94.58%になりました。次に8ページをご覧ください。3 法定軽減世帯の状況です。本市の被保険者の世帯構成は、1人世帯、2人世帯の合計が9割を超えています。また、全世帯の約三分の二が、7割軽減から2割軽減までのなんらかの軽減を受けていることが分かります。なお、軽減判定所得につきましては、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、法令上の根拠はないものの、経済動向等を踏まえて見直す慣例があり、平成27年度以降、毎年見直しが行われている状況です。以上で資料の説明を終わります。それでは、よろしく願い申し上げます。

○委員長（平原 志保君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

冒頭に部長から2018年度の状況について報告がありました。それで、基金積立金で1億5,823万円と。そして実質収支は3億355万円の黒字ということです。それで、一つには7億円を超える繰上充用等もこの中に反映しているということではあるんですけども、実際、課長の口述4ページのところで報告しているように、国保の制度改定に伴って県から提示された基準税率によって霧島市は国保税を決めたんだということになっているわけです。それでお尋ねしたいのは、今の説明の中にはございませんでしたけれど、2018年度の決算結果を生み出した一つの要因というのは、先ほどの繰上充用であるんですけど、もう一つ非常に大きな財政上の問題がありましたよね。そここのところを説明していただけませんか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

ただいま委員からございましたのは特別調整交付金の増額のことだと思います。精神、結核に係る医療費が多大な場合につきましては、特別調整交付金が交付されることになっております。それが昨年度、業者に委託いたしまして約2億4,000万円に増えました。その前年度は約3,700万円程度でしたので、2億円程度の増加になりました。これにつきましては、一般質問等でもございましたとおり、そういうノウハウをお持ちの業者から情報を得まして、歳入確保につながるのではないかとということで、昨年度取組をして、その結果、約2億円の増加になったというところがございます。それと、一部、交付要件が100分の15だったのが100分の14に予算の範囲内で下げられた部分もあります。それについては、先ほど頂いたんですが、宮内委員から皆様にお配りされた資料の1ページの下の方の表の交付額のところの平成29、30のところの交付



額、「14/100分超15/100以下」というところが、平成30は2,700万円ほど増えました。「従来部分15/100超」のところ、2億1,300万円ほど増えました。それで合計で2億200万円ほどの増加になったところでございます。精神の医療費を申請する業者さんが今まで培ってこられたノウハウをお持ちになられて申請していただいたことで増えたことによるものです。

○委員（宮内 博君）

その部分が非常に大きかったということです。それでもう一つ申し上げたいのは、先ほどの口述書の中にある県から提示された標準保険料率に基づいて霧島市の場合は保険税を決めたということであります。本会議の中でも若干そのことは申し上げたんですけど、明快に答弁がされませんでした。それで再度お尋ねするんですけど、2019年の2月時点で、鹿児島県は標準税率を示しているわけです。19市のそれぞれの標準税率をお示しいただけますか。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

平成31年度に県から示された19市の標準保険料率ということでよろしいでしょうか。[「伸び率」と言う声あり]伸び率を申し上げます。2018と2019比で、鹿児島市が7.63%、鹿屋市が11.3%、枕崎市が11.56%、阿久根市が6.64%、出水市が7.31%、指宿市が7.93%、西之表市が8.06%、垂水市が5.86%、薩摩川内市が7.68%、日置市が10.83%、曾於市が8.51%、霧島市が8.79%、いちき串木野市が7.79%、南さつま市が10.90%、志布志市が8.41%、奄美市が3.34%、南九州市が10.12%、伊佐市が6.91%、始良市が1.98%です。

○委員（宮内 博君）

これは2018年度対比の伸び率ということになっておりまして、県内19市全て2018年度比で見ると引上げをしなければいけないというような形で示されたんですけども、霧島市はこの引上率をそのまま導入したということで理解してよろしいですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

標準保険料率等を県が示されまして、これを基に霧島市は応益割、応能割を5対5で今までやってまいりまして、平成31年度もそれで計算し直しまして、市町村に合った保険料率に変えてございます。これをこのまま上げたというわけではないですけど、確かに税率は平成30年度から31年度については上げているところでございます。

○委員（宮内 博君）

大きな判断の指標にしたということは間違いないと思います。それで19市全て伸び率では前年度を上回るという形で示されているんですけど、結果的には19市はどのような対応をとったんですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

平成31年度に引上げを行ったのは霧島市と阿久根市の2市となっております。

○委員（宮内 博君）

市長と社会保障推進協議会との意見交換の中では、2020年度もこの標準保険税率を基準にしてやるんだと言っているわけです。それで先ほど部長の口述にもありましたように、県の示すものを一つの物差しとして今後は対応していくということが言われているわけです。それで部長にお尋ねしたいんですけど、県下19市の中で、こういう保険税率の伸び率が示されている状況の中で、今課長から答弁があったように、霧島市と阿久根市のみが基準税率に沿った形で

値上げをしたと。17市については据置きをしたということになるわけです。そのところを担当部局としてはどのように議論をされたのか、そこをお示しいただけませんか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

先ほどの答弁の一つ付け足しをお願いしたいんですけど、平成31年度に保険料率の引上げをしたのは2市でございます。算定方式の変更をされた、資産割とかの割合を変えられたところが2市でございます。変更がなかったのは15市になっております。今、委員からございました担当部局としてどのような協議をしたのかというお話でございますが、平成30年度は制度改正の年でございます、保健者の中に県が加わるとか大きな保険制度改革の行われた年でございます。歳入等もまだ不確定なところがありますからということで、平成31年度の保険税の引上げの協議に致しましても、まだ決算も出ていないということで、1年間の様子を見させていただきたいというような趣旨で、3月の一般質問等でもお答えしたところでございます。公費等の入り方も不確定な状況の中でどうすれば一番いいのかということ、何回も部内でも話をしましたし、また上司とも話をしたところでございます。平成30年度の決算が出てみないことにははっきりしないという部分がございます、平成31年度は県が示した保険税率を基に税率の変更をお願いしたところでございます。

○委員（宮内 博君）

私が聴いているのは、もちろんそういう取組をしたというのは分かるんですけど、19市の中で四つ市が実はやっているんだということだけれど、あとの二つの市は資産割を除いて3方式に変更するというような形でやったのではないかと思うんです。それで純粋に引上げを行ったのは阿久根市と霧島市だけということに間違いはないと思います。それで今課長のほうではそういう見解でしたけれど、部長のほうで全体的に考えて今後の方向性を示していくという上で、それが首長の判断に大きな影響を与えると思うものですから、そのところをどういうふうに判断されているのかということをお聴きしているんです。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

霧島市と阿久根市だけが結果的に引き上げたということで、私がそのときまだ部長ではなかったものですからはっきり分からない部分はあるんですけども、他市の状況がその時点で分かっていたのかと。3月の時点では分かっていると思うんです。だから他市の状況を判断するというにはなかなかならなかったのかなと思っております。今、課長も答弁を申し上げましたけれども、私も答弁いたしましたけれども、3億円余りの黒字になったということでございますので、この辺のことも加味したり、医療費の状況や県から示される標準税率を確認して、すでに検討もしているんですけども、今後決めていきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

確かに3月時点では情報も全て集約されるということはないだろうと。私が言っているのはその結果を受けてどういうふうにお考えになったのかということで、そういう観点でお聴きしたんですけど、そういうことも総合的に考えて今検討しているということでありまして、先ほど精神疾患に占める総医療費の比率により交付金額が増えたということについて、もう少し説明をお願いしたいと思いますけれども、これは私が決算審査に当たって資料要求書を提出して頂いた資料でありまして、今日は委員会審査にも参考にしてもらいたいということで、全委員

にこれをプリントしてお配りしているところですが、それでお聴きしたいんですけど、平成30年度の交付要件が交付対象需要額の100分の15から14に変更になったことを示す資料という部分の「結核、精神に係る算定額」というのがあります。そこが平成29年度算定額Aということでありまして、4億8,872万5,000円と。平成30年度は7億7,293万5,000円ということで、約3億円、数字的にポンと上がっているわけです。そこが一つは事業者に委託したことによって総医療費に占める精神疾患の部分が引き上げられたということで、それがもう1枚目の資料の注4のところ。「複数人の疾病がある場合、最大医療費の疾病に分類される」というところがこういう形で反映されたものだと見て取ることができるんですけど、そのように理解してよろしいですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

おもてのほうにございます、「結核・精神にかかる算定額A」平成29年度は4億8,872万5,000円、平成30年度が7億7,293万5,000円というところが3億円弱増えたということは、頂いた資料の後ろのほうに、一番下の注4のところに「複数の疾病がある場合、最大医療費の疾病に分類される」ということなんですけれど、複数の疾病がある場合、精神疾患もあるけれどほかの病気もあって、そちらの医療費が高ければ、精神疾病の行動の障害と言われるここには分類されないようになっております。病院で作られるレセプトと言われるものの中に複数の病気があった場合に、ほかの病気の医療費のほうが大きかった場合には精神のほうに入ってこないものですから、これだけではなくてほかにも精神の病気で掛かる医療費があるので、平成29年度は4億8,872万5,000円しか拾えなかったんですけど、平成30年度にはレセプトデータを細かく分析して、申請対象になる医療費を全部挙げられたことによってここが増えたということで間違いはないです。

○委員（宮内 博君）

それが実際、制度的にはずいぶん前からあったと。お聴きしたところでは昭和31年度頃からそういう制度があったと聴いたように思うんですが、正確にはいつから制度はあったんですか。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

現在の国民健康保険法が昭和33年からあるんですけども、今確認できるものでは、この調整交付金の算定というので文書が出ているのが昭和38年3月というものが確認できますので、少なくとも今昭和37年度からは始まっていたものと思われま。

○委員（宮内 博君）

昭和37年度ですね。ということは当然合併してからこの14年間、ずっと制度そのものはあったということですね。ただ業者に頼まなければ総医療費の部分が拾うことができなかつたというのは、これは市民の責任ではないですよ。その部分を訴求して請求ができるのですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

訴求して申請することはできないとなっております。

○委員（宮内 博君）

遡及はできないけれども、2019年度以降これはこういう実例が示されているわけですので、継続して拾うことができるという交付金になってくるということですよ。その点でちょっとお尋ねしたいんですけども、では誰が、業者に頼まなければ拾うことができなかつたこの

お金を負担しなければいけないのかと。それは市民ですかということになるんですけど、部長どうですか。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

今の御質問は過去のことについてということですか。

○委員（宮内 博君）

少なくとも7年間引き下げた国保税が継続されてきたわけです。そして中重市長に代わってからこの2年間連続して引き上げられたわけです。その一番の大きな理由にされたのは経営が立ち行かなくなると。いわゆる繰上償還をしていくということになっていくと7億円ぐらい資金が不足をするというそのことがかなり強調されたわけです。それで実際約2億円交付金が増える要件があったにもかかわらずそれを拾えなかったということであれば、7億円というお金は3.5年で生産できたお金ということになってくるわけです。ですからその分を遡及して請求できないのを市民が負担しているということについて、どのようにお考えですかと。もちろん値上げになった2019年度、2018年度というところについて申し上げているところです。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

答弁のしようがありません。

○委員（宮内 博君）

答弁のしようがないというのではなくて、なぜ市民がそれを負担する必要があったんですかということです。今審査をしているのは国保税を値下げしてほしいという陳情書の審査をしているわけですから、これに合理性があるのではないですかということをお願いするために、その答弁を求めているわけです。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

先ほどから答弁しておりますように、この3億円の黒字の部分につきましては、今後の医療費の状況や県から示される標準税率を勘案してしようというふうに考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

答えになっていないんですけど、実際そういった財源がこれからも確保できるというのは、何年も先まで担保できるかということまで答えることを求めているわけでありませんが、少なくともそういう状況に変化をしてきているということはお認めにならざるを得ないわけですね。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

この部分につきましては結核・精神に係る部分が100分の15を超えるということで得られた結果でございます。これが来年も再来年も続くというのはちょっと想定が難しいものですから、必ずしもこの交付金に来るとは限らない。結局これが下がってしまえば交付金は来ないわけですから。だから約2億円増えた部分が将来にわたって担保されるかという、そこは将来のことですから言える部分ではないのではないかと思います。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午後 2時55分」

「再開 午後 3時 6分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保険年金課長（末原トシ子君）

先ほどの宮内委員からの質問についてでございますが、本来であれば遡ってもらえるはずであったものがあるのではないかとということなんですけれど、医療費は変動がございます。ですので、委託していたから同額程度の交付金が入ったのかと言われると、そこは分からないところでございます。また遡って調査ができるのではないかとということなんですけれど、調査をするにも委託料が掛かります。申請はできないということもでございます。平成30年度は100分の22.9なんですけれど、これを超えるかと言われると分からないところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

先の一般質問での市長の答弁だったと思いますが約3億円の黒字になっていると。ですから、今回は、その中間層を下げられないかといったような前向きな考えを示されていたんですけども、今後、保健福祉部のほうで協議をされていくかと思いますが、その予定は新年度に間に合うように協議をされていますか。

○保健福祉部長（茶園一智君）

市長が答弁いたしましたとおり、本市の国民健康保険税は低所得者の方に配慮したいという形にはなっておりますけれども、この3億円の黒字が出たということで、中間層にも配慮したことにつきまして、既に検討をしておりますし、単年度で使い切るという考え方もあるし、3年とか5年とか、そのスパンを、今後の見通しを立てながら検討している状況でございます。

○委員（下深迫孝二君）

国民健康保険税が高いという声が出ていますので、できれば反映していただくように努力をしていただきたいということを要望しておきます。それと、今回、業者に頼んで調査をしたら、こういうことになったということをおっしゃっております。今年また、その業者をお願いして調査をされれば、そういう可能性が出てくるわけなんですけれど、そういう予定はありますか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

今年度もその業者に委託を致しまして、申請する予定でいます。

○委員（下深迫孝二君）

せっかくこのような補助制度というのでしょうか、見つかったわけですから、前向きに検討していただいて、市民の負担が少しでも軽くように要望しておきます。

○委員（新橋 実君）

国保が高いのは医療費が多いからだと思います。この医療費で高いものは、どれくらい使われているのか。全然、医療費を使っていない方はどのくらいいらっしゃるのか、その辺を把握されていますか。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

平成30年3月から平成31年2月までの間で、最も医療費が掛かった方が3,688万円です。全く使われていない方がどれくらいいらっしゃるかは把握しておりません。

○委員（新橋 実君）

3,688万円は、どういった内容ですか。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

難病の方です。

○委員（新橋 実君）

全然利用されていない方も結構いらっしゃると思うのですが、その辺を把握する考えはないですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

医療費は3月から2月が1年間の考え方になりますけれど、全く医療費を使っていらっしゃらないのかをどうやって調べればいいのか、方法が分からない状況です。今後、問合せをすなりして、分かりましたら、調査をしていきたいと思ひます。被保険者数もですけれど、年間約45万枚のレセプトが上がってきます。今、ほぼ電子カルテになっているのですけれど、一部、紙のカルテのところもある状況ですので、それをどうするかということもありまして、完全に拾い切れるかと言われると、ここではまだお答えできないところではす。

○委員（新橋 実君）

医療費を使われていない方もいらっしゃるわけですから、そういう方には国保の負担も大きいと思ひます。そういう方には、それなりに知らせる方法も必要ではないかと思ひます。なぜ、これだけ上がっているかということも含めて、霧島市は国保が高いということをお我々も聴いているわけですので、なぜ、こんなに高いのかということをお知らせすべきだと思ひます。今回の陳情は国保税の引き下げを言われているわけです。市長が、今回、中間層への考えもあるという話をされました。中間層も非常に少ないですけれども、そういうことで、霧島市に來たいという方も多くなってくると思ひます。そのような考え方はありませんか。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

医療費が安いから霧島市に來るといふ考え方を持っていていらっしゃる方がいるかどうかよく分からないですけれども、トータル的なことで霧島市に來ていただきたいといふことはございす。先ほどから言っておりますように、低所得者にも配慮した形でございすので、今後、中間層の方にも何らかの手立てができないかといふことを検討し、また令和2年度に向けて実施していければといふふうにお考えしています。

○委員（新橋 実君）

健康に留意して、フィットネスクラブなど、いろいろな所に行っておられる方も結構いらっしゃいます。だから、そういった形で自分たちの健康は自分たちで守るんだといふ方も結構いらっしゃるので、そういうことで病院に行かなかつたりといふ方もいらっしゃるのて、そういう方には、それなりの施策をするとかも大事だと思ひます。市としても、いろいろな対策を打って、できるだけ健康になる形、健康寿命を延ばすようにすることによって、国保税も下がっていくと思ひますので、その辺の施策をお考えいただきたいと思ひます。どうですか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

市民の皆様が健康で生き生きと暮らしていただけるということをお、市として一番願うところでおございす。健康増進課を始め、すこやか保健センター、長寿・障害福祉課等とも連携を深

めていきまして、今後、霧島市として、どういう施策ができるのかということ、健康づくりも含めて考えていかないといけないのではないかなと思っております。

○委員（仮屋国治君）

先日の本会議の宮内委員の質問に対して、県の標準保険料率の算定について部長答弁がなされました。少し、私、認識で違ったんですけれども、再度、お聞かせいただけませんか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

今の御質問は、県から示される保険料率の算定の仕方についての答弁でよろしいでしょうか。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

まず、県が全体の1年間の必要経費、保険給付費を算定いたします。そこから県全体で1年間に収入が見込まれる財源を引きます。これを控除いたしますと、残った額が全市町村で払わなければいけない納付金というものが出来まいります。それを各市町村の被保険者数、世帯数、所得総額などの一定の条件によりまして、国民健康保険事業費納付金として各市町村に割り当てられたものが納付金です。次に、各市町村に割り当てた納付金から各市町村で収入が見込まれる財源がございますので、そちらを控除しまして、さらに、そのほか保健事業などに必要な必要経費を加算いたしまして算出されるのが、各市町村が国民健康保険税として収入すべき額ということになります。この県から示される標準保険税率は、各市町村で国民健康保険税として収入すべき額を各市町村の応能割、応益割の合計で賄うことができるように設定されているものです。

○委員（仮屋国治君）

市町村への交付金とか、そういうものが加味されないという認識をしていたんですけども、単純に言えば、医療費水準と所得水準で、今、おっしゃったようなことではじき出したもの単なる指数だという理解を私は持っていたんです。でも、その答弁によると、収支の差引きをして割り当てるというふうになっているんですけれども、これは平成30年度からこの状態ですか。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

考え方は同じです。

○委員（宮内 博君）

市長もそういうふうには言っているんですけど、先ほど来、執行部は今後の保険税の考え方の一つとして言っているところがあるんですが、霧島市の場合、低所得者に配慮した保険税になっているということです。恐らく、それは、その所得割の関係で言っているのかなと思うんですけれども、1人当たりの均等割からすれば、決してそういうふうになっていないわけです。そのところは、どういうふうに認識をされているのか、お聴きします。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

令和元年度の霧島市の均等割、全被保険者にかかります医療給付費分と後期高齢者支援金分、これの計でいきますと、19市中では均等割は10番目ということですので、真ん中くらいということが言えると思います。

○委員（宮内 博君）

医療費分で見ると、鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市等よりも霧島市のほうが高いと。こういう水準ですね。ですから、どこを捉えて言っているのかなというふうに思ったものです。

から、そのことを質問したところですけども、その辺の関係ではどうなんですか。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市との比較ということでよろしいですか。7割軽減の方の計算があるんですけども、鹿児島市、薩摩川内市につきましては、本市より確かに安いです。鹿屋市は本市より高いです。

○委員（宮内 博君）

確かに、鹿屋市の場合は2万2,900円、霧島市2万2,400円ということで500円ほど高いけれども、鹿児島市、薩摩川内市に比べると本市のほうが高いと。だから、特に配慮しているというところが、そういうところから見ると、どうなのかなということで申し上げているということだけは確認をしておいてくださいと申し上げておきたいと思います。

○委員（仮屋国治君）

国保は、いろいろ細かいことがあって大変なだけけれども、どこが高く、どこが安いという問題もありますが、よく行政の皆さんは、類似団体がどうだとか前例がどうだとかおっしゃるわけです。でも、この国保だけ、前例も類似団体も関係がないと。こういうようなやり方でなんとなくされているような気がしているんですけども、鹿屋市、薩摩川内市、始良市などの都市並みの税率に落ち着くように、なんとか来年度は持って行ってほしいと思うんですが、部長いかがですか。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

なかなか難しい問題ですけども、私では断言できないところですが、先ほどからありますように、そういう努力をしてみたいと思います。あと、宮内委員への低所得者層に配慮したという意味は、本市では応能割と応益割を5対5にしているということは、先ほどから言っているんですけど、県から示された標準保険税率は応能対応益を4対6という形で設定されています。そのまま応益、均等割が6割になると、国民健康保険税に占める均等割、平等割が高くなるということで、5対5にしているということで、均等割を安くしているというようなことでございます。

○委員（宮内 博君）

均等割を低く抑えていると言っても、先ほど言ったように鹿児島市とか薩摩川内市よりも高いんですよ。だから、応能・応益で言えば、そうなのかもしれないけれども、実質上はそういう負担をしているということですよ。それでお聴きしますけれど、応能・応益の比率、19市それぞれどうなっていますか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

ほかの市の応能・応益の割合については分かりません。

○委員（宮内 博君）

当然、資産割も入っているんですけど、それは応能に入ることになるんですよ。だから資産割がある、なしに関わらず、比率はそういうふうに計算するようになっていきますから、資料がないということですから、今回の質疑を受けて、ぜひ、調査をしていてください。よろしくをお願いします。

○委員長（平原 志保君）



ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、陳情第7号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時30分」

「再開 午後 4時10分」

#### △ 議案処理

○委員長（平原 志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案処理は、議案第145号、陳情第7号の順に行います。

#### △ 議案第145号 霧島市高等学校等通学資金等の貸与に関する条例の制定について

○委員長（平原志保君）

これより議案第145号、霧島市高等学校等通学資金等の貸与に関する条例の制定について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（新橋 実君）

これについて修正の動議を提出いたします。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午後 3時33分」

「再開 午後 3時33分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。自由討議を始めます。

○委員（新橋 実君）

議案第145号、霧島市高等学校等通学資金等の貸与に関する条例の制定に関する条例の修正動議ですけれども、第14条第2項の「本市以外の市区町村に居住する者の子で」という部分を削除するという事です。市内の方も返還を免除するという事を加えるために、ここを削除するという事で修正をしていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○委員長（平原志保君）

ただいま新橋議員より修正動議が提出されました。修正動議の内容について、今一度皆様で精査いただきたいんですけれども。[「ほかにあれば」と言う声あり] 今のは、第14条第2項の「本市以外の市区町村に居住する者の子で」を削るということでよろしいですか。

○委員（宮内 博君）

これまで2日間、当委員会で議論してきました。それで、主な点で議論になったのは、納税者である霧島市に居住をしている保護者の子供に対する免除措置がないと。納税者でない市外

に保護者がいてその子供が霧島市内に居住あるいは就職した場合には免除措置があるというところの部分での議論だったかと思うんです。私もまずは納税者のことを最優先して考えるべきではないかという立場で議論してきた経過があるんですけども、今、修正動議が出されましたが、これは、市内、市外居住にかかわらず、そのことと同じ扱いをします。ということでは、執行部案よりも市内居住の方にきちんと配慮するような形で提案がなされているものではないのかなと、私自身は受け止めました。あとは皆さんの自由討議が重ねられて、最善の方向で収束ができればというふうに思います。

○委員（仮屋国治君）

今提出されました動議は、返還免除の点について修正ということであります。私もずっと悩んでおりますけれども、まだ12月定例会でありまして、3月定例会もあるなという思いからいきますと、ここで委員の修正動議を出して通ってしまえば、これは完全に生きてくるわけでありますが、執行部に精査を求めて3月出し直しということもいいのかなというような思いもあります。そういう意味では皆さんの御意見をお聴かせください。

○副委員長（鈴木てるみ君）

私も自分の意見としては市内の子供たちも免除という方向でいいのではないかと思います、先ほど仮屋委員が、それだけではなくて何かほかにも問題があるというようなことをチラッとおっしゃっていたので、それは何かなお伺いたしたいんですが。

○委員（仮屋国治君）

朝一の質問の論点でいくと——。単なる貸与ですから、この貸与事業がどれだけの効果があるかという、さしたる効果も得られないであろうという思いが一つにあります。ただその中で寮資金なんかの部分に関しては、これは有り難い面も出てくるんだろうから、何か形を変えてうまくできたらいいのではないかというような思いもありました。極端に言えば貸与を支給にするような条例案を作るも可能なわけですね。何かしらの制限を付けて。そうすることによって通学費を無料でもらえるような条例ができてくると、それは私はそれなりに効果のあるものだろうというふうにも理解いたしますし、ただ、それを私個人でこうと決めるわけにはいきませんので、その辺を執行部にちょっと頭を使ってくださいよと。ただこれが移住定住促進策だと言い張る執行部には、いささか問題があるというのが本音です。

○委員（山田龍治君）

私も仮屋委員と同じ部分がありまして、この施策に関して、本当に移住定住策だと副市長が言われるのであれば、貸与という形でやるのが本当に移住定住策につながるのか。掛けた費用に対して後から戻ってくるものであるでしょうけれども、効果として非常に薄いのではないかなと思いますし、また中学校の子供たちにこのような借金をさせるような、前借りをするような施策が本当に効果的なのかなという部分がやはり私にはあります。この制度がよしんば広げたらまだいいものなんでしょうけれども、副市長が最初に言われた移住定住という部分に関して、本当に最大36万円払うことに関して、子供たちがそれで「よし霧島市に残ろう」と思うような施策につながるのかなと思います。であれば、もっと頭をひねって、先ほど言ったとおり、寮に対して何かしらの制限を付けてそのまま支給するだとか、そういった形にしたほうが、まだ、より有意義なのかなという部分も私もありますので、そこも御配慮いただいて皆さんの

御意見を頂きたいなと思います。

○委員（仮屋国治君）

初年度の見込み数を12名、38名、10名というような答弁がありましたけれども、50～60名を見込んでいるわけですけれども、実際はこの半分ぐらいしかないかもしれません。それに対して自分たちはえらいエネルギーを使っているわけですけれども、ただ本当にこの事業が必要な事業なんだろうかという思いがあります。

○委員（宮内 博君）

実際にこれだけの労力をかけて議論して、本当に効果がいかほどあるのかという点では、推し量ることはなかなか難しいと思うんですけれども、執行部がこういう形で提案してきたと。一定の期間余裕を与えて、再度御検討いただくということを委員会としては要請した形になったんですけれど、しかし同じ案が示されたということを受けて、二元代表制の一方の機関として、それを受けてどういう対応をするのかと。選択肢はそんなにたくさんないわけです。ですから最良の選択肢を我々は考えていかなければいけないと思うんです。そういう上から、こういう形で自由討議をしているわけですけれども、ぜひ、下深迫委員にも討議に参加してほしいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

私もこの制度としては、ないよりはましだろうなというふうには思います。なぜかといいますと、やはり離島辺りから子供に寮とかアパートを借りて公立高校などに入れるとなると、やはり親の負担というのは大きなわけです。それを例えばこういう奨学金を借りられるということは、すごく足しにはなると。また、その先、霧島市で働く・働かないは別としても、働いたら返さなくていいよと。そして働らかないときは奨学金として返すよというわけですから、私は、ないよりはましだという気がするんです。ただ皆さんも議論されていたように、市内の子供たちに対して近い子はいいいとしても、遠方から来ている子たちが対象にならないのはちょっと気の毒だなという思いはしております。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午後 3時45分」

「再開 午後 3時58分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、自由討議に戻ります。自由討議で皆さんに精査いただいておりますが、この修正案どおりでいいのかを、まずお諮りします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

では、このとおりの修正案で出します。これより、議案第145号、霧島市高等学校等通学資金等の貸与に関する条例の制定に関する条例の制定について、議案処理に入ります。まず、修正案に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で討論を終わります。それでは、新橋委員から提出された修正案について、起立によって採決します。本修正案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名。起立多数です。したがって、修正案は可決されました。次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決します。お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

#### △ 陳情第7号 霧島市の国保税引き下げを求める陳情書

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第7号、霧島市の国保税引き下げを求める陳情書について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

この議論は毎年やっている議論でありますので、賛否を問う前に、1月に県から標準保険料率が提示されます。それが提示されたあと、また調査を経て採決に持って行ったらどうでしょうか。継続審査を求めます。

○委員長（平原志保君）

ただいま継続審査の意見が出ましたけれども、そのほかありますでしょうか。

○委員（宮内 博君）

今、継続ということで提案があったんですけども、決算の議論も10月にして、そして3億円を超える黒字が報告されている。さらに基金積立金としても1億5,823万円ということで合計4億6,178万円という財政的なものというのは担保されていると思うんです。それで、前回、引上げによって約1億7,000万円余りの2018年度の引上額になっているんですけども、その9割が基金という形に積み立てられているというのが、今の霧島市の国保会計の状況にあると。同時にこの間明らかになったのは、先ほど精神疾患に占める費用が大きい場合の交付金が、2018年度から2億円、交付金という形で増えてきているという意味では、これも2019年度は継続されるということですので、新しい2020年度については少なくとも2018年度、2019年にかけて引上げをした部分を元に戻すということは、財政的にも無理のない話ではないのかなと思うんです。同時に、執行部も一定の収入のある世帯を対象にした軽減措置を検討中だと言っておりますので、議会として早く意思表示をしたほうがいいのかなと私は思っているところです。

○委員長（平原志保君）

ただいま採決するという意見が出ました。ここで皆様にお諮りします。採決するか継続審査とするかを起立によって決めたいと思います。それでは、採決したほうがよいと思う方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者1名。起立者少数です。したがって陳情第7号は継続審査とすることに決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（平原志保君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認です。発言される方は、最初に議案番号を明らかにして御発言ください。それでは御意見はありませんか。

○委員（山田龍治君）

委員長報告ということですが、今回、修正案のほうも出ましたので、この修正案を重く受け止めて採決に臨んでいただきたいということを申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではそのように致します。

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（平原志保君）

次に、閉会中の所管事務調査について、何か御意見はございませんか。

○委員（仮屋国治君）

ただいまの陳情審査が2月の頭くらいに入ってくるのではないかと思いますので、とりあえず今回、所管事務調査はなしということで、次の委員会審査まで保留ということでいかがでしょうか。

○委員長（平原志保君）

みさなん、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

○委員（宮内 博君）

継続審査ということになりました。私はそれに従いますけれど、大体、県が必要額を示す時期というのは、今年は2月12日だったんです。それで大体同じような時期になるのかなと思うんです。そういうことになると、2月の中旬くらいに設定をしておいたほうがいいのかなどというふうに思いますので、そのところは執行部から情報を頂いて、その上で日程を決めたほうがいいのかなどと思いますので、そのことは、今年の例を見てお伝えしておきたいと思えます。

○委員長（平原志保君）

分かりました。そのようにしたいと思います。以上で、閉会中の所管事務調査については終わります。

#### △ その他

○委員長（平原志保君）

次にその他ですが、委員の皆様から何かございませんか。

○委員（宮内 博君）

先週の委員会の際に事務局から、新年度の当委員会が行政視察をするところを早めに皆さん検討しておいてくださいという提案がありました。それで、私が提案したいのは、神奈川県小田原市の生活保護行政の問題について、行政視察をできたらと思います。ここは過去に、生活保護の担当職員がジャンパーにいわゆる不正受給撲滅のような文言を書いて一斉に生活保護者宅を訪問したというような事件がありまして、全国的な社会問題になりました。それが大議論になりまして、その後の行政の在り方を質す非常に大きな転機になったというまちであります。ですから、そういうところをしっかりと当委員会として研修することは一つ大きな意義があるのではないかとということで、提案をしておきたいと。皆さんも御検討いただければ有り難いと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、本日の日程は全て終了しました。これで本日の委員会を閉会します。

「閉 会 午後 4時10分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保